

\*印のついたものは、巻末に用語解説があります。

平成 26 年 3 月

(平成 26 年 12 月訂正)

## にいがた食の安全・安心基本計画

### 1 計画策定の経緯

「食の安全・安心」は、食料供給県である新潟県にとって極めて重要な課題です。

新潟県は、「県民の健康を保護すること」並びに「県民が安全で安心な食生活を享受でき、安全で安心な食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと」を目的として、平成 17 年 10 月に「にいがた食の安全・安心条例」\*（以下、「条例」といいます。）を制定しました。

この条例に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民の意見を広く聴いたうえで、平成 19 年 3 月に基本計画（計画期間：平成 19～24 年度）を策定し、様々な施策を進めてまいりました。

その結果、計画の成果指標である「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」は計画策定前に比べて増加し、平成 24 年度の時点で目標の 50%を達成しました。（県内 55.0%、県外 50.6%）

当初の計画期間の終了を受け、この度、食の安全・安心に関する最近の情勢を踏まえて各施策の現状と課題を整理し直し、にいがた食の安全・安心審議会\*をはじめとする県民の意見を広く聴いたうえで基本計画を改定しました。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、新潟県における食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、条例第 9 条の規定に基づき策定するものです。

この計画において「食の安全・安心」とは、条例第 2 条で定義するとおり、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」をいいます。

### 3 計画の期間

平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間とします。

（上位計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」\*の見直しサイクルと同じ）

なお、この計画と関連する他の計画は次のとおりです。

- ・新潟県「夢おこし」政策プラン\*…新潟県の最上位の行政計画
- ・にいがた農林水産ビジョン\* …農林水産業分野の推進計画
- ・新潟県健康福祉ビジョン\* …健康福祉施策の方向を示す計画
- ・新潟県食育推進計画\* …食育分野の推進計画
- ・新潟県食品衛生監視指導計画\* …食品衛生法に基づく監視指導等の行動計画